

学校いじめ防止基本方針

豊中市立東豊中小学校
令和6年（2024年）4月改訂

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければならない。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされる必要がある。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切であり、それがいじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さないという児童の意識を育成することにもつながる。重大事態になる可能性も考慮に入れて、教職員一人で抱え込むことがないように、組織として対応することにも重点を置くようにする。

また、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くとともに、教職員自身が児童一人ひとりを多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、人格のすこやかな発達を支援するという児童観・指導観に立った指導を徹底することが重要となる。

本校では、『豊かな心を持ち、よく考え、自分の力で行きぬく子ども ー未来を切り拓く自立した子どもの育成ー』を教育目標とし、「人権教育と生徒指導の充実を図り、一人ひとりを大切にす豊かな人間関係づくりに努める。」ことを学校経営の重点のひとつとしている。豊かな人間関係づくりには、児童一人ひとりの高い人権意識と、互いを認め合い尊重し合える学校風土・学級風土が必要となり、何より人権教育を充実させなければならない。具体的には全校朝会などの場において“いじわる”“いやがらせ”“いたづら”はいじめにつながる3大要因と位置づけ訴えていく。また、いじめに至った児童に対しても心身のケアを行いつつ、心の成長を促していく。学校としていじめは重大な人権侵害事象であるという認識に基づき、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。また、じゃれあいのように見えるけんかについても敏感に意識する必要がある。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

※態様：ありさま、ようす、状態

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる（心理的圧迫を含む）
- 仲間はずれ、集団による無視をされる

- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称「**スクールサポート委員会**」

(2) 構成員

校長、教頭、生活指導担当者、各学年担当者、養護教諭、専科担当者、支援コーディネーター、支援担当者、通級指導教室担当者
※必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員等

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの早期発見・事案対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取り組み

(4) 年間計画

月に1度、構成員が集まり、各学年より報告を行う。また、長期休業期間にいじめ防止に向けた校内研修を実施する。

(5) 取組状況の把握と検証（PDCA）

スクールサポート委員会は、毎月1回定期的に開催し、取組みの進捗状況の把握、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

この委員会の情報を必ず全教職員に共有できるよう報告をする。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

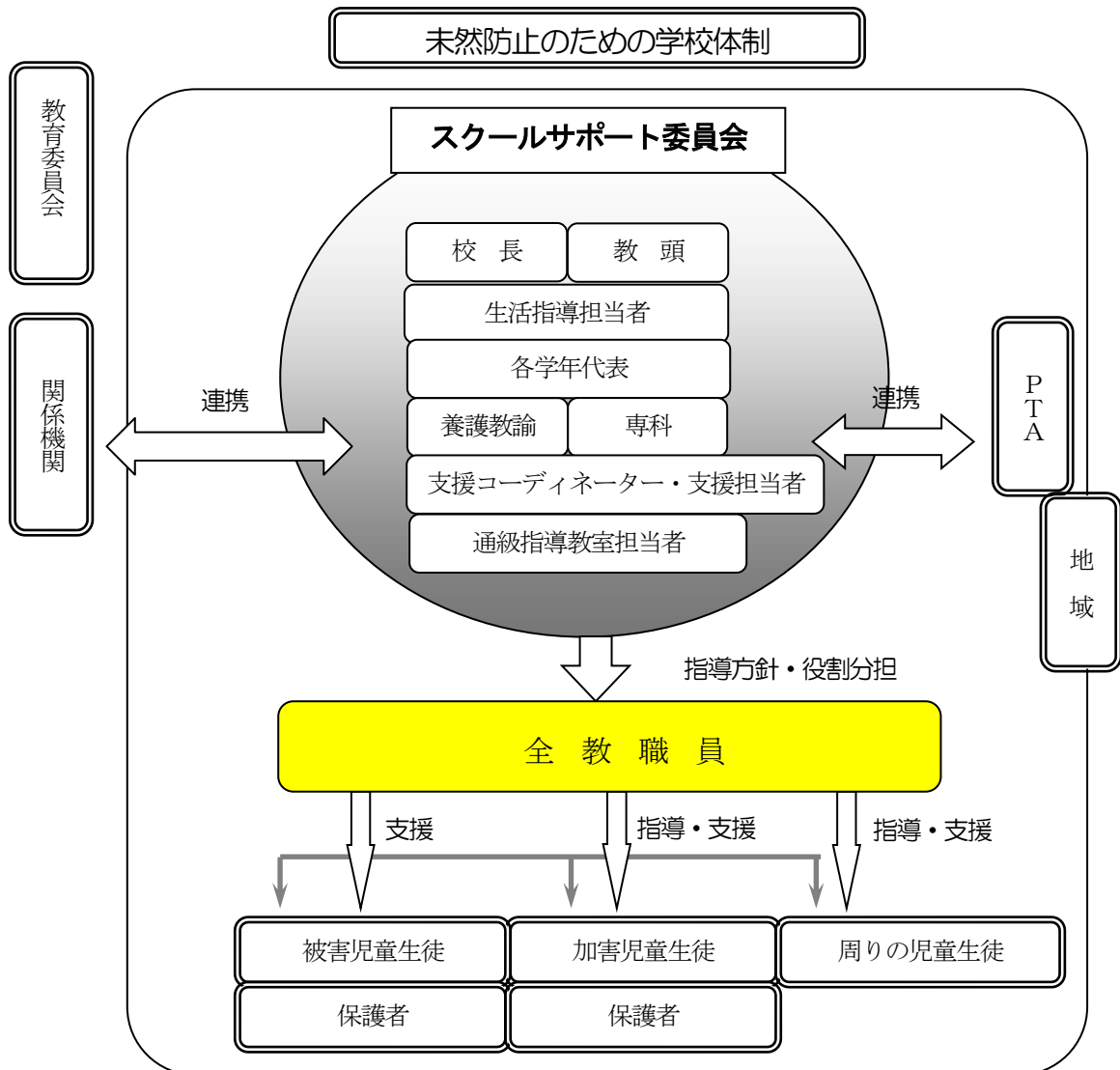
いじめの防止は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できる学校づくりを進めることから始まる。また、

すべての児童に集団の一員としての自覚と自信を育み、互いを認め合える人間関係や学校風土・学級風土を作りだしていくことも重要となる。

そのためには、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を、各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じて、総合的に推進することが大切になる。具体的には、道徳、総合的な学習の時間でいじめについて、話し合う機会を設け、それぞれの立場の気持ちを想像する活動をしていく。その際傍観者の立場にも注目し傍観者の取るべき行動も同様に学んでいく。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容できる想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成し、それらに取り組む中で、人間関係づくりを進め、集団としての質を高めていくことが必要である。

尚、いじめ防止に取り組む体制については、以下の図の通りとする。



2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対しては、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて校内研修や職員会議で周知し、共通理解を図っていく。

また、児童に対しては、全校集会や学級活動などで、校長や教職員が日常的に“いじわる”“いやがらせ”“いたずら”は、いじめにつながる3大要因と位置づけ訴えていく。また、いじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に作っていく。

- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するためには、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実させるとともに、宿泊行事・体験活動・総合的な学習の時間の取り組みなどを通して、児童の社会性を育む。また、各教科・学級活動等での話し合い活動、異学年交流・幼保小交流・地域の方との交流などのコミュニケーションを重視した活動を充実させる。そして、その基盤となる“言葉の力”を国語科を中心とした学習や読書活動によって育む。

- (3) いじめが生まれる背景には、勉強や人間関係のストレスが大きく関わっている。これらのストレスが過度なものとならないよう、一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりと、一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていく必要がある。

分かりやすい授業づくりを進めるには、まず、研究授業・研修会をはじめとする校内研究を充実させ、教員一人ひとりの授業力向上を図る。さらに、学習の中に話し合い活動を意図的に取り入れ、すべての児童が参加・活躍できる授業をめざす。これらの前提として学習規律の徹底が必要であることはいままでもない

児童一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるには、教職員が課題を抱える児童に寄り添い、学校・学級が、すべての児童にとって安心でき、自己存在感や充実感を感じられる場所となるよう努めなければならない。その上で、すべての児童が参加・活躍できる授業づくりや学級活動を進める必要がある。

また、ストレスを感じた場合でも、それらに適切に対処できる力を育むことも重要となる。様々な学習活動を通して、運動や読書等での発散や、誰かに相談するなどの方法を、児童が身に付けられるようにするとともに、トラブルの回避方法や他者から認められる喜びに気付けるような、充実した集団体験を提供することも必要となる。

尚、教職員の不適切な認識や言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

- (4) 主体的に取り組む協働的な活動を通して、他者から認められ他者の役に立っているという「自己有用感」や「自己肯定感」を感じ取ることができれば、いじめに向かう児童は減る。

児童が上記のような実感を持つことができるよう、委員会活動や異学年交流、幼保小交流、地域の高齢者との交流等を充実させる。

また、児童が自らの成長に気付き、自らをかけがえのない存在として認識できるような取り組みを各教科の学習において充実させる。

さらに、教育活動全体を通じて、困難な状況を乗り越えるような体験の機会をつくり、児童の自己肯定感を高めるようにする。

- (5) いじめ防止には、児童がいじめを自分たちの問題として受け止め、防止に向けてできることを主体的に考え、行動することが大切である。代議員が中心となり、いじめ防止に向けた取り組みを企画・推進する。また、教職員は、すべての児童がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかをチェックするとともに、陰で支える役割を果たす。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかつたりすることが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童がいじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化・深刻化することがある。

それゆえ、教職員には何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性や、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装うなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。よって、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持ち、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知し、対応することが大切である。

そのためには、日頃から児童の様子に気を配り、信頼関係の構築に努めて、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ必要がある。また、教職員相互が積極的に児童についての情報交換を行うとともに、保護者や地域の方とも連携して、情報を収集・共有しなければならない。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という認識に立ち、すべての教職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行う。

実態把握の方法として、定期的なアンケート調査を行う。また、日記や朝の健康観察・休み時間や放課後の雑談等の機会を活用して、児童の様子を観察し、必要に応じて教育相談を行う。また、担任と養護教諭の連携を密にし、頻繁に保健室に行く児童等について、情報交換をする。

気になる行為等を目撃したときは、時間・場所・内容等のメモを作成する。それらの情報は生活指導担当者が集約し、必要に応じて関係者による情報交換を行い、対応を検討する。

(2) 個人懇談での情報交換や保護者からの電話や連絡帳による情報提供などを通し、保護者と連携して児童を見守る。学校や家庭で気になる様子が見られる場合は、迅速に保護者との面談を設定し、情報交換する。

また、PTAや地域関係団体との連携を促進し、学校・家庭・地域が連携・協働して児童を見守る。

(3) 児童・保護者の相談窓口としては担任、教職員の相談窓口としては生活指導担当者を充てるが、他の教職員でも対応が可能であることを周知する。また、相談内容は「スクールサポート委員会」で集約し、対応を検討した後、全教職員で情報を共有し対応にあたる。また、相談体制が適切に機能しているかについては、上記委員会にて点検する。

(4) 上記の相談体制については、学校だより・学校ホームページで広く周知する。また、「24時間いじめ相談ダイヤル」等についても、同様に周知する。

(5) 教育相談等で得た児童の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に取り扱う。

第4章 いじめに対する措置

1 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱えこまず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。

近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要となる。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員・保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止には大切である。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) 遊びや悪ふざけなどの中で、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止めさせる。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わるようにする。

また、児童や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全が確保できるよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに生活指導担当者に報告し、スクールサポート委員会で情報を共有する。その後は、当該委員会が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴

き取り、いじめの事実の有無について確認を行う。このようにして明らかになった事柄については職員会議（打ち合わせ）などで職員全体に共有できるように努める。

- (3) 事実確認の結果いじめが認知された場合は、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害児童の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接顔を合わせる等丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応を検討する。
なお、児童生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童から事実関係の聞き取りを行う際には、いじめられている児童にも責任があるという考え方をしてはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるように配慮する。また、児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーに十分留意して以後の対応を行う。

聞き取り後は、家庭訪問等により、その日のうちに保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童と保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除く。あわせて、いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。

以上の対応は、当該児童の担任とスクールサポート委員会が連携して行う。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- (1) いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合は、速やかにいじめを止めさせ、再発を防止する措置をとる。尚、いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者に連絡し、事実に対する理解や納得を得る。そして、学校と保護者が連携して対応できるよう、保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命・身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。尚、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の健全な人格の発達に配慮する。また、児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーに十分留意して以後の対応を行う。
指導に当たっては、複数の教職員が連携し、必要に応じて関係機関の協力も得ながら、組織的に対応する。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせる。そして、相手の心の痛みへの共感性を育てることで、いじめた児童の行動の変容につなげる。

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そして、たとえいじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。そして、見て見ぬふりをする「傍観者」や、はやしたてる「観衆」の存在が、いじめられている児童の孤独感・孤立感をますます強めることについても理解させる。

「傍観者」や「観衆」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられるため、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際は、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学級・学校の課題として解決を図る。全ての児童が互いを尊重し認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって一人ひとりを大切にされた学級経営をするとともに、すべての教職員がそれを支え、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら安心して学校生活を送れるように努める。

そのため、認知されたいじめ事象については、地域・家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることによって教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を通じて、児童の自らの良さを発揮できる力の育成を図る。

また、運動会や宿泊行事・校外学習等を、児童が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合は、まず、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、スクールサポート委員会において対応を協議する。児童が関係している場合は聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合はケア等、必要な措置を早急に行う。

(2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、関係機関や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

(3) 各教科・道徳・総合的な学習の時間等を通じて、情報モラルに関する学習を進める。特に、SNS(ソーシャルネットワークサービス)などを利用したいじめについては、より大人の目に触れにくく発見しにくいいため、学校においてこれらに関する情報モラル学習を進めるとともに、保護者にも理解を求めていく。